

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 支援会議（第4条—第12条）

第3章 孤独・孤立対策地域協議会（第13条—第14条）

第4章 重層的支援会議（第15条—第17条）

第5章 災害ケースマネジメント連絡調整会議（第18条—第21条）

第6章 雑則（第22条）

附則

別表

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、次に掲げる事業の実施に関し、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか（第3号に掲げる事業は除く。）、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 法第106条の4第2項第5号に基づく、複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業（以下「多機関協働事業」という。）
- (2) 法第106条の4第2項第6号に基づく、多機関協働事業による支援が必要であると認める地域住民に対し、支援の種類及び内容等を記載した計画（以下「支援プラン」という。）の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地震、水害等の大規模災害発生時に、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、課題等の解消に向けて継続的に支援すること（以下「災害ケースマネジメント」という。）により、誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建を行う体制を整備する事業

2 前項第1号及び第2号の規定による支援を必要とする地域住民及びその世帯には、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条に規定する生活困窮者及び孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に規定する孤独・孤立の状態にある者を含むものとする。

（実施主体）

第2条 前条第1項各号に掲げる全ての事業（以下「事業」という。）の実施主体は、郡山市とする。ただし、市長は、事業の一部を市長が適当と判断する社会福祉法人等に委託することができるものとする。

2 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業は、一体的に実施するものとする。

（事業の対象者等）

第3条 事業の対象者等は、1つの支援関係機関では対応が困難であり、かつ支援関係機関の役割分担及び支援の方向性の整理が求められる地域生活課題を有することを要件とし、次の各号のいずれかに該当する支援対象者等とする。

- (1) 市内に住所を有する者及びその者の属する世帯
- (2) その他市長が必要と認める者及びその者の属する世帯

第2章 支援会議

(会議の設置)

第4条 第1条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するため、支援会議（法第106条の6第1項に規定する支援会議及び生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議をいう。）を設置する。

(所掌事務)

第5条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複合化・複雑化した課題を抱える者等で、支援に対する同意が得られない者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 複合化・複雑化した課題を抱える者等で、支援に対する同意が得られない者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(会長)

第6条 支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、保健福祉部保健福祉総務課長をもって充てる。
- 3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(構成員)

第7条 支援会議の構成員は、別表に掲げる関係機関に属する者及びその他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）とする。

(会議の開催)

第8条 支援会議は、議事の内容に応じ、会長が構成員のうち必要があると認める者を招集し、開催する。

- 2 支援会議の開催並びに支援会議の資料は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、第5条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 支援会議の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課が処理する。

(雑則)

第12条 この章に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

第3章 孤独・孤立対策地域協議会

(会議の設置)

第13条 第1条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するため、孤独・孤立対策地域協議会（孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）をいう。）を設置する。

(準用)

第14条 第5条から第12条までの規定は、協議会について準用する。

第4章 重層的支援会議

(会議の設置)

第15条 第1条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するため、重層的支援会議（支援プランに関する協議等を行う会議をいう。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等の支援プランの適切性の協議
- (2) 支援対象者等の支援プランの支援経過及び成果の評価
- (3) 支援対象者等の支援プランの終結の判断
- (4) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- (5) その他重層的支援会議に必要と認められる事項

(準用)

第17条 第6条から第12条までの規定は、重層的支援会議について準用する。この場合において、第9条中「第5条」とあるのは「第16条」と読み替えるものとする。

第5章 災害ケースマネジメント連絡調整会議

(会議の設置)

第18条 第1条第1項第3号に掲げる事業を推進するため、災害ケースマネジメント連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第19条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害ケースマネジメントの実施の検討
- (2) 被災者の状況把握
- (3) 支援対象者等の選定
- (4) 支援方針を検討する会議（以下「ケース会議」という。）の開催
- (5) 支援対象者等の一人ひとりの状況に応じた個別の支援の種類や内容等を記載した計画の作成
- (6) 支援対象者等に対する災害ケースマネジメントの経過の共有
- (7) 支援対象者等に対する災害ケースマネジメントの終了の判断
- (8) その他災害ケースマネジメントに必要と認められる事項

(個人情報の取扱い)

第20条 連絡調整会議の事務に従事する者は、支援対象者の被災者支援の利用状況、健康状況及び経済状況等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。）及び災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。）の規定に基づき適切に処

理を行う。

2 ケース会議において支援方針を検討される支援対象者等からは、個人情報に関する同意を得るものとする。

3 ケース会議に参加する関係機関等からは、個人情報に係る誓約書を得るものとする。

(準用)

第 21 条 第 6 条から第 12 条までの規定は、連絡調整会議について準用する。この場合において、第 9 条中「第 5 条」とあるのは「第 19 条」と読み替えるものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

第 22 条 この要綱に定めもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

市関係	市民税課、収納課、市民・NPO 活動推進課、ダイバーシティ推進課、国民健康保険課、セーフコミュニティ課、保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健・感染症課、こども総務企画課、子育て給付課、こども家庭課、保育課、産業雇用政策課、住宅政策課、学校管理課、学校教育推進課、総合教育支援センター、営業課
関係機関等	郡山市社会福祉協議会、地域包括支援センター、郡山市障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、就労準備支援事業実施機関、ひきこもり相談支援機関、介護関係機関、障がい者相談支援関係機関、就労支援関係機関、住宅関係機関、教育関係機関、民生・児童委員
その他	市関係機関、その他関係機関及び関係者で会長が指名する者